

さいじょう さいじょう
西条西条地区活性化計画

愛媛県
愛媛県西条市

平成21年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西条西条地区活性化計画	市町村名	西条市	地区名	西条西条地区	計画期間	H21～H25
都道府県名	愛媛県						

目 標：
優良農地の確保に資する農業生産基盤の整備を行うとともに、特産品の高付加価値化による地場産品の販売額を増加させることにより、農業経営の安定と農業従事者の定住化を図り、現在計画区域内に居住している人口の減少率2.4%(H15.4～H20.4)を0%まで低減させることを目指していく。

目標設定の考え方
地区の概要：
当地区が属する西条市は、平成17年、旧西条市と周桑地域(周辺3市町)の合併により誕生した市である。その中で今回は旧西条市の用途地域を除くエリアを対象として活性化計画を策定した。
西条地区は、愛媛県東予地方中央部に位置し、西日本最高峰の石鎚山(標高1,982m)をはじめ四国山地中屈指の高山郡で形成する石鎚連峰を背にして、山稜を境に高知県と接し、西は周桑地域、東は新居浜市に隣接している。
また、石鎚連峰を源流とする加茂川は、当地区の中央部を貫流し瀬戸内海の燧灘に注いでおり、清冷で豊かな水資源を供給しているとともに、加茂川によって形成された沖積地は肥沃であり、年平均気温は16 前後、年平均降水量は1,500mm程度の瀬戸内海の温暖で農業生産に適した気候にも恵まれ、水稻や麦による米麦大型経営や施設イチゴ七草等の特産野菜の栽培が盛んな地域である。

現状と課題
当地区は米麦大型経営や施設イチゴをはじめ、赤シソ、七草、絹皮ナスなどの特産野菜の栽培が盛んで、米麦、野菜を中心に適地適作の原則に基づき高品質農産物の生産を進めているが、近年、土地利用の変化に伴う集落近郊農地の浸水被害や地下水位の低下による用水不足、未舗装農道による塵被害など多様な営農展開が阻害されている現状にある。これらの基盤条件を改善し、今後さらに個性豊かな銘柄産地の育成を図るとともに、担い手への土地集積や生産コストの低減、新規栽培者や認定農業者の育成、生産基盤の整備や新技術の導入による省力化・ブランド化を進めることが地域振興の課題となっている。

今後の展開方向等
農地集積や農作業の効率化を図り、高付加価値作物を推進してゆくための農業用排水路、農道等農業生産基盤の整備
特産品の高付加価値化による地場産品の販売額の増加を目指した「安全で安心、美味しく元気な西条産品」の「西条ブランド」の形成
の施策を展開することにより、現在計画区域内に居住している人口の人口減少率2.4%(H15.4～H20.4)を0%まで低減させることを目指していく。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
西条市	神戸西部地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市	有	イ	
西条市	明神木地区	基盤整備(農業用排水施設)	西条市大町土地改良区	有	イ	
西条市	氷見地区	基盤整備(農業用道路)	西条市氷見土地改良区	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西条市		グリーン・ツーリズム推進事業	西条市	H19～
西条市		地域資源活用コーディネート事業	西条市	H20～

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

西条西条地区(愛媛県西条市)	区域面積	21,686ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係:当該区域の面積21,686ha(用途区域を除く)のうち、農林地面積は8,990haで41.5%を占め、農林漁業が重要な産業である地域である。 なお、農林業就業者数は1,367人で総就業者の27,493人に対し5.0%を占めている。</p>		
<p>法第3条第2号関係:人口の動態は、旧西条市市街地等の用途地域内の人口においては増加傾向にあるが、今回の計画区域である農村部に居住している人口は減少傾向で、H15 H20において人口減少率は2.4%であり、また、農村部の農業従事者の高齢化傾向からみても当該区域の活性化のためには、定住化および地域間交流等を促進することが必要不可欠である。</p>		
<p>法第3条第3号関係:計画区域は、用途区域を除いており、市街地を形成している区域は含んでいない。</p>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

計画終了翌年度に、愛媛県農地整備課及び西条市農林土木課において、活性化計画の目標である人口減少率の低下を、住民台帳の資料を用いて検証する。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表) さいじょうし 西条市	H21 ~ H25

< 連絡先 >

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089 - 941 - 2111	089 - 921 - 9579	nouchiseibi@pref.ehime.jp
西条市農林水産部農林土木課	0897 - 56 - 5151	0897 - 52 - 1200	norindoboku@saijo-city.jp

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (神戸西部地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		29.1ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) = 29.1ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は二級河川加茂川左岸に位置する農村地域である。集落北部に広がる生産性の高い農地(県営ほ場整備事業 神戸・橋地区S59～H3)では、担い手による大規模経営、集落近郊では、花卉、野菜などの施設園芸が盛んであり、地域農業の中核を担う地域である。 近年、周辺山林の荒廃、上流域の土地利用の変化によって集落及び集落近郊農地は浸水危害が顕著であるとともに、多様な営農展開の阻害要因となっていることから、水路整備により排水不良の改善を図る必要がある。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。			
事業活用活性化計画目標 (明神木地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保		6.1ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積(ha) = 6.1ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は、水稻を中心とした営農が営まれているが、近年の地下水位低下、揚水施設の老朽化により毎年用水不足が生じているため、安定した農業用水の供給が課題となっている。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。			

事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (氷見地区)	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	55.8 ha	計画区域における農業用排水施設等の機能の確保 (ha) = 計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され 機能が確保された農地の面積 (ha) = 55.8 ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 本地区は、水稻を中心にキャベツなどの複合経営を行っており、県営ほ場整備事業(H2～H10)によって、ほ場整備を実施し、営農労力の軽減に主眼を置いた取り組みがなされてきた。しかしながら、近年の関係農家の高齢化の進行等を背景として、経営体の合理化、作物の他品目化を行うにあたり、走行性の悪い農道の改善が課題となっている。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農業用排水施設	神戸西部地区	農業用排水路工 N = 1 L = 545m	L = 545m	H22年 ~ H25年	西条市	280,000	140,000	50%	140,000	農業生産基盤の整備を行うことにより、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用排水施設	明神木地区	揚水施設 一式 バイブライン L=990m	バイブライン 50~150 L=990m 井戸 150 N=1箇所	H21年	西条市 大町土地改良区	22,000	11,000	50%	11,000	農業生産基盤の整備を行うことにより、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
農業用道路	氷見地区	農道舗装工 N = 8 L = 4,980m	1号線 L=540m, W=4.0m 2号線 L=650m, W=4.0m 3号線 L=640m, W=4.0m 4号線 L=460m, W=4.0m 5号線 L=550m, W=4.0m 6号線 L=620m, W=3.0m 7号線 L=450m, W=3.0m 8号線 L=1070m, W=3.0m	H21年 ~ H22年	西条市 氷見土地改良区	34,000	17,000	50%	17,000	農業生産基盤の整備を行うことにより、優良農地を確保するとともに、地場産品の販売額を増加させることにより、農業従事者の定住化を図り、人口減少率の低下を目指す。
						336,000	168,000		168,000	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県・西条市		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H25	総事業費(交付金)	336,000千円(168,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		人口の減少、高齢化の進展等による農山漁村の活力の低下にかんがみ、優良農地を確保するため本交付金により農業の生産基盤を整備するので、基本方針と適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		農業振興地域内であり、管理計画にも明記され連携調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		地元土地改良区において合意形成がなされている。
事業の推進体制は確立されているか		西条市、改良区が事業主体で推進している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		優良農地を確保するため本交付金により農業の生産基盤を整備するので、基本方針と適合している。
計画期間・実施期間は適切か		3地区で事業実施予定であり、計画期間、実施期間ともに5年としており、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		交付金要望額 = 336,000千円 交付限度額 = 事業費 336,000千円×交付額算定交付率 50% = 168,000千円であり、範囲内である。

2 個別事業について(神戸西部地区)

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、コンクリート造り水路30年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析による算定結果は1.48である。
	事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		要件類別7の事業主体と事業メニュー、の事業内容の要件を満たしている。
	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		西条市が施工し、西条市神戸土地改良区が維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
	施設等の利活用の見直し等は適正か		
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
	事業費積算等は適正か		
	過大な積算としていないか		比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか		水路工において、二次製品を使用するなど、コスト縮減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		既存施設の改修については新たな施設用地の確保は必要なく、用地の確保が必要な場合も、土地所有者との協議により取得の見通しがついている。
	事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		西条市において、適正な資金計画がなされている。
	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		西条市神戸土地改良区において、西条市神戸土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当無し。
	他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	他の事業との合体施工等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県・西条市		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H25	総事業費(交付金)	336,000千円(168,000千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
事業の推進体制は確立されているか		
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		
計画期間・実施期間は適切か		
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		

2 個別事業について(明神木地区)

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、揚水ポンプ施設15年、硬質塩化ビニル管8年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析による算定結果は1.67である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか			要件類別7の事業主体と事業メニュー、の事業内容の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか			西条市大町土地改良区が施工、維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか		比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか		ほ場整備計画に基づき必要最低限の計画とし、コスト削減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			既存施設の改修については新たな施設用地の確保は必要なく、用地の確保が必要な場合も、土地所有者との協議により取得の見通しがついている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			当改良区において、適正な資金計画がなされている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		西条市大町土地改良区において、西条市大町土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当無し。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		-	他の事業との合体施工等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県・西条市		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H25	総事業費(交付金)	336,000千円(168,000千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		
事業の推進体制は確立されているか		
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		
計画期間・実施期間は適切か		
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		

2 個別事業について(水見地区)

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか		今回新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか		該当無し。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		農林畜水産業関係補助金等交付規則により、処分制限期間は、アスファルト舗装10年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		

	費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		費用対効果分析の基準(土地改良事業経済効果算定方法)に基づき算定しており、適切に行われている。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		費用対効果分析による算定結果は1.30である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか			要件類別7の事業主体と事業メニュー、の事業内容の要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか			西条市氷見土地改良区が施工、維持管理するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか		比較設計等を行い経済的な構造としているため、過大な積算とはなっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか		舗装計画について、維持管理にて路盤材がすでに投入されているため、路盤工においては不陸整正のみとし、コスト削減に努めている。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	附帯施設を交付対象としていない。
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか			既存施設の改修については新たな施設用地の確保は必要なく、用地の確保が必要な場合も、土地所有者との協議により取得の見通しがついている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか			当改良区において、適正な資金計画がなされている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか			
	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		西条市氷見土地改良区において、西条市氷見土地改良区維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。
	収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	該当無し。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		-	他の事業との合体施工等の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。